

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員等の報酬
及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第17条第2項の規定に基づき、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の委員等の報酬は、日額9,300円とする。ただし、地方公共団体の長及びその他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会の委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額については、稲沢市の例による。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。